

九州大学フジイギャラリー企画・展示方針

令和5年5月11日承認
令和6年7月9日一部改正
令和6年10月8日一部改正

1. 趣旨

この方針は、九州大学フジイギャラリー規則（令和4年度九大規則第36号）第5条第1項の規定に基づき、九州大学フジイギャラリー（以下「ギャラリー」という。）における企画・展示の方針を定めるものとする。

2. 入館及び使用の心得

企画・展示を行う者は、別に定める「九州大学フジイギャラリー入館及び使用の心得」を遵守するものとする。

3. 企画・展示の計画

(1) 企画・展示の実施区分

ギャラリーの企画・展示の実施区分は、次のとおりとする。

①総合研究博物館（以下「博物館」という。）による企画・展示

博物館教員から担当者を選任し、企画・展示を行う。

②博物館及び研究院その他の本学に置く組織による企画・展示

博物館教員から担当者を選任し、研究院その他の本学に置く組織と連携のもと、企画・展示を行う。

③募集による企画・展示

企画・展示の募集を行い、企画・展示を行う。

(2) 企画・展示の期間及び件数

1つの企画・展示の期間は、3か月以内（搬入から撤去までの日数を含む）とし、1年度間に、3～4件の企画・展示を行う。

(3) 企画・展示計画の決定

企画・展示の計画は、企画・展示を行う前々年度の募集による企画・展示審査終了後速やかに、博物館において決定する。

4. 企画・展示の募集及び審査

上記2.（1）③の企画・展示については、次のとおり募集及び審査を行い決定する。

(1) 申請資格

①本学の教職員及び学生（但し、学生の場合は指導教員氏名等を明記のこと）

②その他管理等運営責任者が適当と認めた者

(2) 募集時期

前々年度の10月頃～2月頃に募集を行う。

また、企画・展示が予定件数に達しない場合、追加募集を行うことがある。

(3) 応募方法

募集要領に従い、ギャラリーが指定する「企画使用・展示使用申請書（募集によるもの）」を博物館に提出するものとする。

(4) 審査及び決定

募集期間終了後速やかに、博物館で審査を行い決定する。

なお、企画・展示時期の重複等がある場合、事前に変更の可否等を確認のうえ、審査を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、文書で通知する。なお、審査過程や理由等は公表しない。

5. 使用料金及び経費

- ①ギャラリーの使用料金は、無料とする。
- ②企画・展示品の製作、搬入・搬出等に係る経費は、企画・展示の実施者が負担する。

6. 禁止事項

次の事項に該当する企画・展示は、禁止とする。

- ①営利目的の企画・展示
- ②施設、設備や備品等を滅失・破損するおそれのある企画・展示
- ③特定の政治活動、宗教活動又はこれに類する活動に係る企画・展示
- ④他人に迷惑や不快感を与えたり、公序良俗に反したりする企画・展示
- ⑤他者を差別、誹謗中傷又は名誉を棄損するおそれのある企画・展示
- ⑥著作権、肖像権等を侵害するおそれのある企画・展示
- ⑦危険を伴う企画・展示

7. 企画・展示許可の取り消し

次に該当する場合、管理等運営責任者は企画・展示の取り消しを行うことがある。

- ①上記「5. 禁止事項」に該当するとき
- ②企画・展示を遂行しない、または遂行する見込みがないと認められるとき
- ③その他企画・展示内容、またはこれに付した条件に反する（反した）と認められるとき

8. その他注意事項

- ①募集による企画・展示の実施者は、企画・展示にあたっては、フジイギャラリー担当教職員とスケジュール等詳細の調整を行う。
- ②企画・展示品の搬入・設営及び撤去・搬出の作業は、企画・展示の実施者において行う。
- ③企画・展示品の破損、盗難等については、ギャラリーは一切責任を負わない。企画・展示の実施者において、事前に保険の加入等の方策を講ずることとする。
- ④企画・展示の実施者は、その責に帰すべき事由によりギャラリーの施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償することとする。

附 則

この方針は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年10月8日から施行する。